倉吉市　建築確認申請受付票（木造）

令和７年５月20日作成
（令和７年８月１日更新）

〇以下の書類が建築確認申請書類に添付されているか自己チェックしてください。
（１）各項目の書類が添付されているかチェック欄に☑してください。
（２）該当しない項目は、該当なしと分かるよう斜線等で明記してください。

	〇法６条１項の区分	〇法６条の４　確認の特例
	第１号建築物	確認の特例無し
	第２号建築物	確認の特例無し
	第３号建築物	確認の特例有り（令10条の区分　第　３・４　号）

※確認申請書（第四面）参照
【11. 確認の特例】
【ハ. 特例の適用の有無】
【ニ. 特例の区分】

※添付書類は、木造の仕様規定による場合を例示しています。

	１・２号建築物　添付書類	
	確認申請書（正・副・消防用）	
	建築計画概要書	
	建築工事届	
	都市計画図	
	委任状	
	省エネ適判通知書 or 仕様基準に係る図書 or 宣言書（認定の申請書等を同時に提出する場合は不要）	
	シックハウス	
	ＬＶＳ・法チェック等	
	カタログ・認定書の写し等	
	汚水処理区域の確認について（建築確認申請のため）	
	浄化槽調書　正・副・保健所提出用１部（浄化槽の場合）	
	付近見取り図	
	配置図	
	各階平面図	
	耐火構造等の構造詳細図	
	平均地盤面算定図	
	敷地求積図	
	床面積求積図	
	立面図（２面以上）	
	断面図（２面以上）	
	仕上表	
	基礎伏図	□仕様書 ※階数２階以上かつ300㎡以下の木造で、仕様規定の範囲内で構造安全性を確認する場合、仕様書等に記載することで添付省略できる。
	小屋伏図	
	各階床伏図	
	軸組図（２面以上）	
	構造詳細図	
	壁量判定	
	四分割法判定 or 偏心率	
	柱頭柱脚金物判定	
	給排水衛生・電気設備図	
	福まちチェックリスト・適合図書	
	工場調書（工場の場合）	
	既存不適格調書（既存不適格該当の場合）	

特3号	特4号	３号建築物　添付書類
		確認申請書（正・副・消防用）
		建築計画概要書
		建築工事届
		都市計画図
		委任状
		シックハウス
／		ＬＶＳ・法チェック等
		カタログ・認定書の写し等
		汚水処理区域の確認について（建築確認申請のため）
		浄化槽調書　正・副・保健所提出用１部（浄化槽の場合）
		付近見取り図
		配置図
		各階平面図
／		耐火構造等の構造詳細図
		平均地盤面算定図
		敷地求積図
		床面積求積図
		立面図（２面以上）
		断面図（２面以上）
／		仕上表
		福まちチェックリスト・適合図書
		工場調書（工場の場合）
		既存不適格調書（既存不適格該当の場合）

法６条１項の区分	規　模	地　域	構造 省エネ審査	審査期間
１号建築物 （特殊建築物）	該当用途の床面積 200㎡超	全ての地域	有り	35日以内
２号建築物	階数２以上又は 延面積200㎡超	全ての地域	有り	35日以内
３号建築物	平屋かつ 床面積200㎡以下	都市計画 区域内	省略	７日以内

〇物件名	
〇会社名・担当者氏名	〇電話番号（確認済証の受け取りの連絡をします）
〇メールアドレス（指摘事項をお送りします）	
〇その他連絡事項	
〇手数料（裏面の手数料算定表による） ¥	〇建築確認審査に係る法定期間（上記表の審査期間を参照） （受付日）　R　　年　　月　　日 （審　査）　R　　年　　月　　日まで

【手数料算定表】

（表１）省エネ基準適合義務等の判断・確認申請手数料算定チェック項目

1	建築物の用途分類は	□住宅（□戸建・□共同住宅等※２）　or　□非住宅
2	（Ａ）（Ｂ） 省エネ基準適合義務等の判断	（Ａ）義務化の　□対象→**（Ｂ）へ** □対象外⇒（表２）手数料①へ （省エネ適合の対象外の例） ・小規模工事（10㎡以下） ・文化財や歴史的建造物など ※１参照
		（Ｂ）省エネ審査・検査の　□対象→**住宅は（Ｃ）へ、非住宅は（Ｄ）へ** □対象外（審査省略）⇒（表２）手数料①へ ３号建築物の場合は、対象外にチェックです！
3	（Ｃ）住宅の場合	（Ｃ）省エネ基準適合の評価方法は □省エネ適判等の場合　⇒（表２）手数料①へ （下記、認定等により省エネ適判を省略する場合を含む） □設計住宅性能評価を実施した場合 □長期優良住宅認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合 □特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けた場合 □性能向上計画の認定を受けた場合 □低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 □仕様基準又は誘導仕様基準（外皮基準・一次エネ基準ともに）の場合 ⇒（表２）手数料②又は③へ
	（Ｄ）非住宅の場合	（Ｄ）省エネ基準適合の評価方法は □標準入力法（詳細な計算方法）の場合 □モデル建物法（小規模版300㎡未満）の場合 □モデル建物法（通常版[簡易モデル計算法]）の場合 ⇒（表２）手数料①へ

（表２）確認申請手数料

建築物確認申請又は計画通知			
申請建築物の延床面積 ※【計画を変更する場合】 計画変更協議にて手数料算定用面積を算出する	②③以外のもの	省エネ適判通知書又は その写しの提出が**ない**場合	
	①　※１	②	③
		戸建住宅	共同住宅等　※２
30㎡以内のもの	9,000円	22,000円	34,000円
30㎡を超え100㎡以内のもの	19,000円	32,000円	43,000円
100㎡を超え200㎡以内のもの	28,000円	41,000円	52,000円
200㎡を超え300㎡以内のもの	34,000円	48,000円	58,000円
300㎡を超え1,000㎡以内のもの	63,000円	77,000円	101,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	111,000円	126,000円	150,000円
2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	205,000円	220,000円	284,000円
10,000㎡を超え50,000㎡以内のもの	368,000円	382,000円	447,000円
50,000㎡を超えるのもの	694,000円	708,000円	852,000円

【（※１）①に該当するもの】
○省エネ基準適合義務対象外（適用除外・小規模工事）の場合
・10㎡を超えない新築・増改築
・居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
・歴史的建造物、文化財等　・応急仮設建築物、仮設建築物、仮設興行場等
○省エネ審査・検査の対象外の場合
・３号建築物（建築確認での審査・検査なし・省エネ適判手続不要）
※ただし、審査対象外、省エネ適判不要なだけで省エネ基準適合は必要です。
○省エネ適判対象外（住宅で次の特定行為に該当し省エネ適判を省略できる場合）
・設計住宅性能評価を実施した場合　・長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合
・性能向上計画の認定を受けた場合　・低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合
○省エネ適判の対象
・省エネ適判通知又はその写しを添付した場合
【（※２）③に該当するもの】
○「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいいます。

【（※２）の例】

共同住宅

長屋

建築設備　確認申請又は計画通知	
建築設備の新設	24,000円
確認を受けた建築設備を変更して建築設備を設置する場合	11,000円
工作物　確認申請又は計画通知	
工作物を築造する場合	18,000円
確認を受けた工作物を変更して工作物を築造する場合	8,000円

倉吉市建築住宅課　建築指導係　〒682-8611　倉吉市葵町722(本庁舎3階)
TEL：0858-22-8175　FAX：0858-22-8140　メール：kenchiku_shido@city.kurayoshi.lg.jp